

平成24年度第1回徳島県農林水産事業関係適正化委員会概要

1 日時 平成24年7月10日(火) 10時00分から11時50分

2 場所 徳島県庁 6階 601会議室

3 出席者
委員

(50音順 敬称略)

喜多條 高資	(社)徳島新聞社 編集局 政治部長
酒井 朋子	(株)キヨーエイ 総菜商品部
高橋 信子	徳島商工会議所女性会 会長
田村 耕一	(公財)徳島経済研究所 専務理事
野地 澄晴	徳島大学 副学長
山本 喜代子	NPO法人 徳島県消費者協会 常務理事

県	吉田和文	農林水産部長
	黒石康夫	農林水産副部長
	森 裕二	農林水産政策課長
	阿部克己	農林水産政策課政策調査幹
	檜垣幸男	農村振興課農村・鳥獣対策担当室長
	隔山普宣	とくしまブランド課長
	今川智久	畜産課長
	大西圭二	水産課長
	梶本一夫	林業戦略課次世代プロジェクト推進室長

4 議事

(1) 平成23年度事業実績および平成24年度事業計画

- ① 競争力強化生産総合対策(強い農業づくり交付金)
- ② 中山間地域等直接支払事業
- ③ 農地・水保全管理支払交付金
- ④ 鳥獣被害防止総合対策事業(鳥獣被害防止総合対策交付金)
- ⑤ 林業・木材構造改革対策(森林・林業・木材産業づくり交付金)
- ⑥ 漁業生産基盤等の整備(強い水産業づくり交付金)
- ⑦ 産地の体質強化(産地再生関連施設緊急整備事業)

5 配付資料

資料1	強い農業づくり交付金
資料2	中山間地域等直接支払事業
資料3	農地・水保全管理支払交付金
資料4	鳥獣被害防止総合対策事業
資料5	森林・林業・木材産業づくり交付金
資料6	強い水産業づくり交付金
資料7	産地再生関連施設緊急整備事業
パンフレット 「新たな農地・水保全管理支払交付金」	

6 議事概要

【委員長】

平成23年度の事業実績 競争力強化総合対策（強い農業づくり交付金）に関しまして説明をお願いします。

【県】

資料1により説明

【委員】

今年6月から梅の選果に使用しているということですが、利用者からの反響はどうですか。

【県】

以前の機械は老朽化していて故障が多かったのですが、今年は機械が新しくなり非常にスムーズに選果できたとのこと。また、施設利用料が下がったことも併せて好評です。

【委員】

今後、すだち、梅の生産量はまだ増えていくのでしょうか。

【県】

梅については今後、生産面積、生産量を増やしていきたいと考えています。
すだちについては、現状維持をしていくのが精一杯ではないかと思います。

【委員】

事業費が申請時当初より少なくなっていますが、入札を行うことでこのように下がることは普通ですか。

【県】

今回は、内容について精査し、できるだけ安くなるようにということで入札しています。

【委員】

この事業は昨年度で終わりですか。

【県】

昨年度で終わりです。

【委員長】

次に中山間地域等直接支払事業について説明をお願いします。

【県】

資料2により説明

【委員】

援農ヘルパーのボランティアにはどのような方が参加されるのですか。

【県】

農業経験などの無い方も参加されます。ほ場で実習しながら、農業について勉強していただき、草刈りなども含めた色々な作業を行えるようになれば、中山間地域で人手が足りないところに派遣していくという取り組みです。

【委員】

これは今年からの実施ですか。

【県】

昨年10月にモデル事業として、「耕作放棄地活用し隊」として行っており、15名程度が参加されました。それを更に進めて取り組んで行こうということです。

【委員】

昨年参加した15名はどのような方ですか。農業経験者でしょうか。

【県】

初めてされる方で、草刈り機の使い方などを含めて指導を行いました。

【委員】

若い方はいますか。

【県】

40代の方がいました。

【委員】

高齢者をサポートとなっていますが、高齢者とは何歳からと考えていますか。
農家の方は、ほとんどが高齢者ではないかと思いますが。

【県】

ここでいう高齢者というのは、歳をとられて農業の継続が難しいと感じる方です。

【委員】

誰が判断するのですか。

【県】

中山間直接支払は、5年間農業を継続することが事業の条件となっています。この5年間の途中で農業を続けることが出来なくなった方を高齢者としております。

【委員】

5年間農地を守り続けなければいけないことが足かせになるということですが、これは、現在は働くことが出来ているけれど、5年の間に働くことが出来なくなることが心配になるということでしょうか。

【県】

5年間継続しないと交付金を返還しなければなりませんが、そうすると他にも迷惑がかかりますので、例えば5年のうち2年間はがんばったが後の3年間はできない時に、援農ヘルパーを入れたり、C要件で行う、集落全体でサポートするような体制をとりながら5年間は所有地で農業を継続させるということです。

【委員】

5年の間、草を生やさず作物を作っていくことに、全体で責任を持つということでしょうか。

【県】

C要件ということで、集落全体や個人同士でも構いません。いろいろ集落をサポートする体制がありまして、農業生産法人がサポートするのもかまいません。

【委員】

C要件の集落はたくさんあるのでしょうか。

【県】

資料の5ページを御覧下さい。下の方にC要件の実施状況というのを記載しておりまして、このC要件が今質問にありました高齢者サポートの体制になります。C要件の集落協定として157の集落がサポート体制を要件として行われております。

【委員】

徳島県全体でですか。

【県】

全体で544協定ですので、そのうちの157協定ということです。

【委員】

いろんな施策を行った結果、県内の耕作放棄地等が無くなれば非常に良いと思いますが、現状としては県内の耕作放棄地は、年々どのように推移しているのでしょうか。やはり増えていますか。

【県】

農林業センサスによりますと、5年毎の調査で、平成12年が4095ha、平成17年が4417ha、平成22年が4464haとなっています。この調査は要件が休耕、つまり1年間休んでいるだけでも対象となるので、耕作放棄地という本来の意味のものよりは大きい数値ではあります。

【委員】

毎年、草が生えていたら原因等の調査に行っているのですか。

【県】

市町村が現地で判断しますが、どこまで細かくやれるかということです。山間部では、道が無くなっている所もありますので、限界はありますが調査を行っています。

【委員】

一見しただけでは農地なのか雑草地なのかが分からなくなっている所がたくさんありますが。

【県】

今年は耕作を止めようかということで雑草が生えているということもあります。誰か借りてくれる人がいれば、また作ってもらうということもできますし、年によって若干利用の仕方も違います。

【委員】

借りる人自体がいなくなっている所も多いのではないのでしょうか。

【県】

条件の良い所は借り手がありますが、機械が入り難いとか一区画当たり面積が狭い場合は、借りてくれません。やはりトラクターが入りやすいとか軽トラックが入れ易い所は借り手がいるようです。

【委員】

5年間というのがすごく問題になりますね。

【県】

国のほうでも高齢者の要件緩和を行っています。5年間で基準となっていまして、市町村の判断で継続しなくてもいいというふうになっています。ですが市町村でもはっきりした判断基準が無いことから、要件緩和として働いていかないという状況があります。

【委員】

5年間というのは最初の頃は継続することを目的にしていたからこそ、5年間という足かせがあったのが、今は逆に本当の足かせになっているということだと思います。

そのために、援農ヘルパーといった別の制度を導入しているのだと思います。

去年の震災以降、米の値段が顕著に影響が出ています。特に県外の小売りの方と話をすると、米の調達に四苦八苦しているという話をよく聞きます。この1年間だけで何回も産地を変えたり、値上げを行ったりなど、ですね。実際に私は徳島県産の米を扱っていますが、値上げがあったのは一、二回くらいでどうにか乗り切っています。実は米の値段というのは、ある枠を超えてしまうと、お客様に販売する価格に直接反映せざるをえません。それを考えると、今後、耕作放棄地は増えるんでしょうけれども、こういう事業を続けていくことで農地が守られて、いわゆる増え幅を極力抑えることで、ひいては小売りを通じてお客様に食べていただく食品の価格に反映されるものだと考えています。逆にこういった直接支払っていただける制度があって、それを5年間という期間が生産者の足かせにはなるとは思いますが、ひいては出す方（県）も足かせになると思うのでできるだけ続けていただきたいというのが率直な意見です。

【委員】

リーダーになる人がなかなか見つかりにくいというお話がありましたが、会社組織にしてこの一帯を全部ひとつの畑にして、そこで働ける人は、給料を貰って仕事をするというような案はどうですか。

【県】

農業法人というのがありまして、今151組織あります。

【委員】

そのような会社があれば、土地を持っていれば少しでも潤うという気もしますが、どんどん推進していったら知らない人も助かるのではないかと思います。

【県】

そういったことも推進していきながら耕作放棄地のみならず、生産拡大、産地拡大を図りたいと思っております。

【委員】

会社組織だと、特技を持っている人が経営し、みんなが働くという形で、それぞれが活かして潤うような気がします。

【県】

集落営農の中で若手の経営者がいらっしゃったら、その方というのがありますが、ある程度集落がまとまらないと難しいです。

【委員】

国の事業は事務的にすごく煩雑なので、県のほうでなんとか簡単に出来るようになりませんか。いろいろ書類を書いたり、煩雑な事務をするのだったら事業をしたくないということがあるのではないのでしょうか。

【県】

今は、リーダーの方に説明していますが、その方が一軒一軒回っていたりします。

【委員】

中山間の支払制度を支援することを県が単独事業として行われているということでしたが、これは徳島県が独自に考えた制度ですか、それとも他の県でもやられているのですか。

【県】

他県はわかりませんが、昨年、面積拡大しようとした取組の中で、集落リーダーの方が事務とか、活動の取りまとめをしてくれる人がいないという問題と、高齢者の方が5年間継続できないということの2つが課題となったことから、県として今年度、実証試験ということで取り組んでいます。

【委員】

徳島の実情に合わせた内容なのでこのようなものはいいと思います。

【委員長】

非常に重要な取組なので是非がんばっていただきたい、対処療法的なところと、根本的な解決の両方を目指して行っていただきたい。

【委員長】

次に、農地水保全管理支払交付金について説明をお願いします。

【県】

資料3により説明

【委員】

優れた活動を表彰しているとのことですが、優れたというのは何ををもって優れたと判断しているのでしょうか。

【県】

この交付金は、高齢化する農家では、農業施設や農村の環境を守っていくことができないということで、非農家を含めて活動を行うということが目的となっています。これに対して、どのようなことが行われているか、特に非農家を含めてどんな活動が行われているのかというのを選考過程で重視しております。

【委員】

もう少し明確な基準はありませんか。

例えば生産量がどれだけ上がった、売上がどれくらい上がったというような地区の取組の定量的な評価というのはあまり意味がないのでしょうか。

【県】

ここでは、増産などが目的ではなく、農村自体が農家の方の高齢化などによって農業用施設、水路などの維持管理ができなくなってきており、それを非農家も含めたかたちで保全管理を行うという

ことです。

【委員】

通常何もしなければだんだん落ちていくのでしょうか、維持管理をちゃんとして、維持することを示す指標などがあると事業の評価が定量的にできるのではないのでしょうか。難しいとは思いますが、少しそういう方向も検討いただけたらと思います。

【委員】

支援交付金というのが結構支払われていますが、普通、農業用水路とかは利水組合とかそういう組合員がお金を出し合って管理しているところもたくさんあると思います。この支援交付金というのは市町村に払われるのでしょうか。

【県】

活動組織に支払われます。

【委員】

それは利水組合とかそういったところでしょうか。

【県】

利水組合というのは農業の土地改良区などを言われているのだと思うのですが、用水路とかは改良区で管理されていますが、農業集落は用水、排水とかは非農家の方も排水されたりする水路になります。これは、地域の皆様に管理していただくように、農家だけでなく非農家も含めて作った組織に対して交付金を支払うということです。

【委員】

鴨島町に長いこと住んでいましたが、麻名用水というのがあって、本線があって一期線、二期線と、三期線では細い水路になります。ここは自分たちで泥上げしてきれいにしていますが、そのような取組が対象になるのではなく、ここをやりますよと申請したところに支払われるのですか。

【県】

そうです。この交付金は、必ずどの施設をどのような形で、非農家も含めて、補修とか管理をしていくかという計画をたててもらい、それに基づいて交付金を支払います。

【委員】

今の状態があって、これからこのように行いたいのでそれに対してこのくらい費用がかかるという、そういう計画を出してもらうのでしょうか。

【県】

そうですが、お金の支払は農地面積に応じて支払うことになります。

【委員】

平成24年度推進方針の中で、23年度実績と24年度目標を書いています。共同活動支援交付金のなかで、24年度目標と対象面積は増えていて、活動組織数も4つ増えています。それで交付額が減っているのは何故ですか。

【県】

これは19年から23年が一期対策で、一期対策を行ったところが二期対策を行う場合、単価が7割5分に25%削減されます。その関係もありまして、活動組織数や対象面積は増えても交付金額全体は下がったということです。

【委員】

一つの活動組織にいく交付金額がそれだけ下がるということですか。

【県】

一期対策から行ってるところはそうです。新しく平成24年から行うところは4,400円ということですけど、この事業はもともと5年間(平成19年から23年)で始まりました。農地・水という取組が、集落、農家だけでなく非農家も含めて全ての施設を守っていかなければいけないという動機づけの初動活動として行うという趣旨でありましたので、一期対策から行っているところは25%下げられたということです。

【委員】

活動組織数は増えているのでしょうか。

【県】

75%になった段階でやめたところもありますが、逆に、今年に入って行いたいというところもありまして、現在の108組織となっています。

【委員長】

次に、鳥獣被害防止総合対策について説明をお願いします。

【県】

資料4により説明

【委員】

鳥獣被害対策ですが、最近、メロンやサクランボなどで、出荷直前に全部盗まれたとか、晩のうちに収穫されてしまったとかテレビ等で聞きますが、そういったものに対する支援はありますか。

【県】

対象は鳥獣に限られています。

【委員】

根こそぎ盗られるので対策してあげてほしいが。

【委員】

ずっと耕作をしてきて、いよいよ収穫というときに全部「鳶に油揚げ」みたいに盗られるのは、非常に気の毒です。

【県】

電気柵とかを設置すれば、人間も入りにくくなると思いますが。

【委員長】

この事業には関係ありませんが、その辺もぜひ検討して下さい。

【委員】

中山間地域等直接支払の資料の中でも鳥獣被害防止という項目があったと思いますが、違いは何ですか。

【県】

「直接支払」でも交付金を活用していただいて被害防止柵を設置することは可能です。ただ、「直接支払」は、一旦集落にお支払いして、その後個人に入るお金を使って対策を行うようになります。交付金の方は地域協議会にお渡しして、協議会が対策を行うということで違いがあります。

【委員】

では、同じ鳥獣被害防止対策として両方からの支払は可能ですか。

【県】

可能です。

【県】

具体的な活動に対して補助するのか、または個人の所得、収入として得たお金で対策を行うのか、つまり目的と方法が違います。ただ、結果として鳥獣被害を防止するという点は同じです。

【委員】

平成16年から平成17年は被害が減っていますが、この原因は何ですか。

【県】

これは、平成16年に台風とかが多く、山の餌などが減って厳しい環境になり、17年に鳥獣の数が減ったからと言われていますが、実際に数えているわけではありませんのではっきりとした原因は分かりません。ただ全国的にそういう傾向があったと聞いています。

【委員】

半分ですよ。そんなに影響があったのでしょうか。

【県】
それだけの理由ではないかもしれませんが、ただ、原因のひとつとして、そういう外的影響があったのではないかと考えています。

【委員】
平成20年、21年、22年から急にまた被害が増加していますが、これは何か理由があるのでしょうか。

【県】
最近、イノシシとかシカの生息数が増えてきていると言われています。更に、昔は山の上にいた鳥獣が集落や里山の周りに出没するようになりました。

【委員】
数が増えたからですか。

【県】
数が増えたこともありますし、中山間の集落の方が鳥獣を追い払いをしないと、集落の周りに鳥獣が住み着いて被害が余計に拡がるということがありますので、それも原因の一つかもしれません。

【委員】
私のふるさととは漁村ですが、漁村にシカが出ると聞いても実感として湧きませんでした。それがこの前、帰った時に朝早く起きたらシカがいてびっくりしました。そんな所まで降りてきているんです。過疎が進むと、いずれシカやイノシシの数が人間より多くなることもあるのではないのでしょうか。ですからこの被害額をみても、もっと対策を取らないと無理なんじゃないかと思います。また、この被害額は販売農家のものであって、それ以外の農家の被害もあると思いますので、対策に力を入れて欲しいと思います。

【県】
鳥獣被害を減らすために、交付金もしっかりと確保して取り組んでおりますし、県単事業でもモデル集落というのを作りながら鳥獣被害対策に取り組んで参りたいと考えています。

【委員】
ヒヨドリとかカラスとかがものすごく増えています。うちでも少し畑をしてるんですが、去年は何も食べれませんでした。街中ですが、ヒヨドリを捕獲するというような対策は入ってないですか。

【県】
例えば鳴門市でも、梨とかがカラスの被害にあうので、実証試験としてどのように網をはったらいとか、箱の中に入ったら出られないような罠の設置も、本事業を活用してできますが、周辺の方々の印象もあり、街中に設置するのは難しい状況です。カラスなどの罠は那賀町で試験的に行っているという取組もあるのですが、街中では見た目の問題もあって難しい面があります。

【委員長】
それでは次にまいります。資料5を御覧下さい。

【県】
資料5に基づき説明

【委員】
平成23年度の木材自給率はどれくらいですか。

【県】
49%です。

【委員】
平成22年度よりは増大しているのですか。

【県】

増大しています。

【委員】
目標の50%に近いのではないですか。

【県】
国の目標は50%なんですが、県の目標は70%という高い数値になっています。それから次世代林業プロジェクトは、生産と消費を倍増させることを目標にしております。

【委員】
平成23年度に関しても、公共の施設で木造の建築物がたくさん建てられたという事例がありますので、更に進めていくためには、木材を使った建築物で生活した人がどんな点が良かったかという、使った人の声をPRすることが大事だと思います。

【県】
直に肌で木に触れて良さをわかっていただけるということで、特に保育所、認定こども園などでは、利用者のお母さん方から非常に良いという評価をいただいております。小さい時からこういった施設で木材、床などで木のぬくもりを感じていただき、将来、木造建築に対する意識を高めてもらうというような長期的な取組や、WEB等で木造公共施設の事例等をPRするという仕掛けを考えていきたいと思います。

【委員】
平成24年度の計画として2つあるが、これが選ばれたプロセスを教えてください。

【県】
まず、秋頃に各東部、南部、西部総合県民局から市町村のほうに事業照会を行います。その結果、計画が上がってきたのが三好市とつるぎ町であったということです。

【委員】
その2件しかなかったということですか。

【県】
はい。

【委員長】
次に、強い水産業づくり事業交付金について説明をお願いします。

【県】
資料6に基づき説明

【委員】
避難可能範囲というのはどういう定義ですか。

【県】
津波の到達時間内に移動できる範囲です。

【委員】
円の一番外の人が避難して避難広場に到達するのが5分かかるとのことですか。

【県】
そうです。

【委員】
その周辺の人たちはどこに行くのですか。

【県】
海陽町は高台が整備されておりまして、この周辺には高台へ逃げる道があります。ただ、ここが漁港の真ん中で、団地のようになっているところに階段があって、この高台が無ければ逃げるところがないということで計画しています。

【委員】

5分は短すぎるのでは。

【県】
5分というのは想定之最悪のケースを考えております。

【委員】
津波は何メートルくらいの想定ですか。だんだん高くなってきているがどうでしょうか。

【県】
県が予測しました暫定値では、鞆浦地区は6.2メートル、最大で8.3メートルです。

【委員】
ハザードマップから言うとそういう想定なんですね。

【委員】
平成23年度は強い水産業づくり交付金は、県内は無かったのですか。

【県】
はい

【委員】
水産業も地震津波対策が焦眉の急であると思うんですけども、23年度はそういう案件自体が無かったということですか。

【県】
漁業整備構想は別の事業でやっていますが、強い水産業づくり交付金という事業では無かったです。

【委員長】
次に、産地再生関連施設緊急整備事業について説明をお願いします。

【県】
資料7に基づき説明

【委員】
この事業は募集しましたか。

【県】
はい。今年度限りの事業ですので、このような形で国の決めた事業を行いますかと案内をして、手を挙げてきたということです。

【委員】
案内はホームページに載せて募集をしたのでしょうか、あるいは、ダイレクトに尋ねたのでしょうか。

【県】
基本的に堆肥化施設整備に対する補助制度は、畜産農家、例えば酪農なら酪農、肉用牛なら肉用牛、養豚なら養豚に関係する団体がありまして、それぞれの団体を通じて説明をしています。

【委員長】
その他に何かございますか。なければこれで終わります。